

一般社団法人宮城県情報サービス産業協会 会費規程改定

平成 30 年 6 月 14 日制定

(総 則)

第 1 条 一般社団法人宮城県情報サービス産業協会の入会金および会費は、定款第 8 条に定めるほか本規程の定めるところによる。

(年会費)

第 2 条 本協会の正会員および賛助会員は、毎年、次の事項に該当する会費を納入しなければならない。

2 正会員の会費は、4 月 1 日付の従業員の規模別会費とし、次のとおりとする。

(1) 5 人未満	2 万円
(2) 20 人未満	4 万円
(3) 30 人未満	6 万円
(4) 30 人以上 50 人未満	8 万円
(5) 50 人以上 100 人未満	12 万円
(6) 100 人以上 200 人未満	14 万円
(7) 200 人以上	20 万円

3 賛助会員の会費は、年額一口 4 万円とする。

4 特別会員からは会費を徴集しない。

(入会金)

第 3 条 本協会の正会員は、入会に当たり入会金を納入しなければならない。

入会金は、法人、団体とも 10,000 円とする。

2 賛助会員、特別会員からは、入会金を徴収しない。

(年度途中入会者の入会金および年会費)

第 4 条 年度の途中において入会した場合は、次の各号に該当する入会金および年会費を納入する。

(1) 4 月 1 日より 9 月 31 日まで入会したものは、
規程の入会金と年会費

(2) 10 月 1 日より 3 月 31 日まで入会したものは、
規程の入会金と半額の年会費

(納入時期および方法)

第 5 条 会費は、次のいずれかを選択して、指定された日までに、指定された口座に

振り込むものとする。

- (1) 年1回払い方法 . . . 年度当初(4月)に納入する。
- (2) 年2回払い方法 . . . 年度当初(4月)および中間時(10月)に納入する。

(退 会)

第6条 年度の途中で退会した場合、納入した会費、入会金は返却しない。

(その他)

第7条 本規程に定めのない事項については、理事会で決定する。

(改 廃)

第8条 本規程は、総会の承認を得て改廃する。

付 則

1. この規程は、「宮城県情報サービス産業協会会費に関する規程(平成13年4月4日一部改定)」の内容を継承し、一般社団法人へ移行した日から適用する。
2. 平成16年6月10日改正
〔参考 「会費の分割納入」並びに
「年度途中入会会員に対する当該年度の会費」の取扱い変更〕
3. 平成30年6月14日改正
年会費を変更し平成31年度より適用する。